

議案第94号

大阪市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

大阪市中心卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第37条第6項中「100分の108」を「100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項の規定の適用を受ける取引（以下「31年軽減対象取引」という。）にあつては、100分の108）」に改める。

第44条第7項中「数量及び販売金額（）」を「数量、」に、「。以下同じ」を「販売金額並びに消費税額及び地方消費税額を含まない販売金額（以下「税抜販売金額」という）」に改める。

第46条第2項第2号中「100分の108」を「100分の110（31年軽減対象取引にあつては、100分の108）」に改める。

第49条第3項中「及び卸売金額」を「並びに卸売金額及び税抜卸売金額（せり売等に係る価格の合計額をいう。以下同じ。）」に改める。

第52条第1項中「100分の108」を「100分の110（31年軽減対象取引にあつては、100分の108）」に改め、同項第1号中「100分の8」を「100分の10（31年軽減対象取引にあつては、100分の8）」に改める。

第53条第1項中「卸売金額」を「税抜卸売金額」に、「いう。）」を「いう。）及び100分の110」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第 5 (第60条関係)

市場	種別		使用料	
本場	卸売業者市場使用料	売上高割使用料	青果部 水産物部 加工食料品部	税抜卸売金額に1,000分の2.5 (冷凍食品にあつては、1,000分の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額 税抜卸売金額に1,000分の2.5 (魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額 税抜卸売金額に1,000分の2 (魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1) 及び100分の110を乗じて得た金額
		売場使用料		1 平方メートルにつき 1 月 1,034円

仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	<p>青果部 税抜販売金額（第44条第2項ただし書の規定により販売した生鮮食料品等に係るものに限る。以下同じ。）に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額</p> <p>水産物部 税抜販売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額</p> <p>加工食料品部 税抜販売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額</p>
	売場使用料	1平方メートルにつき 1月 2,607円
関連事業者営業所使用料	業務管理棟内の営業所	1平方メートルにつき 1月 3,883円
	上記以外の営業所	1平方メートルにつき 1月 3,091円
事務所使用料	業務管理棟内の事務所	1平方メートルにつき 1月 3,883円
	上記以外の事務所	1平方メートルにつき 1月 2,607円

福利厚生施設（食堂の用に供するものに限る。以下同じ。） 使用料		1 平方メートルにつき	1 月	583円
荷さばき所 使用料	荷さばき所A	1 平方メートルにつき	1 月	1,056円
	荷さばき所B	1 平方メートルにつき	1 月	635円
	荷さばき所C	1 平方メートルにつき	1 月	457円
	荷さばき所D	1 平方メートルにつき	1 月	396円
加工施設使用料		1 平方メートルにつき	1 月	1,815円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	1 月	1,551円
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A	1 平方メートルにつき	1 月	2,376円
	冷蔵庫B	1 平方メートルにつき	1 月	1,838円
駐車場使用料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき	1 月	1,320円
	屋根のないもの	1 平方メートルにつき	1 月	946円
空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	396円
冷暖房設備 使用料		1 平方メートルにつき	1 月	231円

	冷却設備使 用料		冷却設備A - 1	1月	2,002,000円
			冷却設備A - 2	1月	1,533,714円
			冷却設備A - 3	1月	1,144,000円
			冷却設備B - 1	1月	408,571円
			冷却設備B - 2	1月	31,429円
			冷却設備B - 3	1月	384,476円
			冷却設備B - 4	1月	536,382円
東部 市場	卸売 業者 市場 使用 料	売上 高割 使用 料	青果部	税抜卸売金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額	
			水産物部	税抜卸売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額	
			加工食料品部	税抜卸売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額	
		売場 使用 料		1平方メートルにつき	1月 338円

仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	青果部 税抜販売金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 水産物部 税抜販売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 加工食料品部 税抜販売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額
	売場使用料	1平方メートルにつき 1月 1,984円
関連事業者営業所使用料		1平方メートルにつき 1月 2,710円
事務所使用料		1平方メートルにつき 1月 2,406円
福利厚生施設使用料		1平方メートルにつき 1月 640円
荷さばき所使用料	荷さばき所A	1平方メートルにつき 1月 810円
	荷さばき所B	1平方メートルにつき 1月 404円
加工施設使用料		1平方メートルにつき 1月 1,331円
倉庫使用料		1平方メートルにつき 1月 1,246円

	冷蔵庫使用料		1 平方メートルにつき	1 月	2,354円
	駐車場使用料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき	1 月	943円
		屋根のないもの	1 平方メートルにつき	1 月	677円
	空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	290円
	冷暖房設備使用料		1 平方メートルにつき	1 月	169円
	冷却設備使用料			1 月	1,177,524円
	低温化設備使用料	低温化設備 A		1 月	633,810円
		低温化設備 B		1 月	520,667円
		低温化設備 C		1 月	1,783,048円
南港市場	卸売業者市場使用料	売上高割当額	税抜卸売金額に1,000分の2及び100分の110を乗じて得た金額		
		売場使用料	1 平方メートルにつき	1 月	209円

仲卸業者市場使用料	売上高割	税抜販売金額に1,000分の2及び100分の110を乗じて得た金額		
	売場使用料	1平方メートルにつき	1月	1,452円
関連事業者営業所使用料	加工営業所	1平方メートルにつき	1月	2,860円
	上記以外の営業所	1平方メートルにつき	1月	1,067円
事務所使用料		1平方メートルにつき	1月	1,419円
福利厚生施設使用料		1平方メートルにつき	1月	583円
荷さばき所使用料		1平方メートルにつき	1月	440円
倉庫使用料		1平方メートルにつき	1月	968円
冷蔵庫使用料	枝肉冷蔵庫	1平方メートルにつき	1月	3,069円
	上記以外の冷蔵庫	1平方メートルにつき	1月	2,398円
駐車場使用料		1平方メートルにつき	1月	143円
空地使用料		1平方メートルにつき	1月	143円
けい留所使用料		1平方メートルにつき	1月	209円

備考

- 1 月額による使用料については、使用日数が1月に満たない場合は、日割計算による。
- 2 この表の使用料の欄に定めるところにより算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市中心卸売市場業務条例第37条第6項、第44条第7項及び第49条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に卸売をし、又は買入れをした生鮮食料品等に係る報告について適用し、同日前に卸売をし、又は買入れをした生鮮食料品等に係る報告については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

中央卸売市場の使用料を改定するとともに、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をした場合に市長に報告しなければならない事項等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市中心卸売市場業務条例 (抄)

(卸売の相手方の制限)

第37条 省 略

2 - 5 省 略

- 6 第1項ただし書(同項第2号又は第3号に係る部分に限る。)の規定により卸売をした卸売業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に当該卸売をした生鮮食料品等について、品目ごとの卸売の数量及び卸売金額(卸売価格(せり売若しくは入札又は相対による取引(以下「せり売等」という。))に係る価格に $\frac{100分の108}{100分の110}$ (所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項の規定の適用を受ける取引(以下「31年輕減対象取引」という。))に乗じて得た価格をいう。以下同じ。)の合計額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第44条 省 略

2 - 6 省 略

- 7 第2項ただし書(同項第2号又は第3号に係る部分に限る。)の規定により買入れをした仲卸業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に当該買入れをした生鮮食料品等について、品目ごとの販売の数量及び販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)販売金額並びに消費税額及び地方消費税額を含まない販売金額(以下「税抜販売金額」という。))を市長に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第46条 省 略

- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為を行った者に対し、市場における売買取引に参加することを差し止めることができる。
- (1) 省 略
- (2) 買受代金(買い受けた額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ (31年輕減対象取引にあつては、100分の108))に乗じて得た額をいう。以下同じ。)の支払を怠つたとき

(卸売予定数量等の報告)

第49条 省 略

2 省 略

3 卸売業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、品目ごとの数量及び卸売金額及び税抜卸売金額（せり売等に係る価格の合計額をいう。以下並びに同じ。）その他市長が定める事項を市長に報告しなければならない。

(仕切り及び送金とその特約)

第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、市長の定めるところにより、委託者に対して、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（第1号に掲げるせり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額に $\frac{100}{100}$ 分の108（31年輕減対象取引にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の108）を乗じて得た額から第2号に掲げる委託手数料及び第3号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。）を、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、送付しなければならない。

(1) 卸売をした当該受託物品の品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に $\frac{100}{100}$ 分の8（31年輕減対象取引にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の10）を乗じて得た額（委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした場合100分の8）
合には、当該変更に係る品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に $\frac{100}{100}$ 分の8（31年輕減対象取引にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の10）を乗じて得た額）
分の8）

(2)-(4) 省 略

2 - 3 省 略

(委託手数料)

第53条 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、 $\frac{\text{卸売金額}}{\text{税抜卸売金額}}$ に卸売業者が定める率（以下「委託手数料率」という。）及び $\frac{100}{100}$ 分の110を乗じて得た金額とする。

2 - 7 省 略

別表第5 (第60条関係)

市場	種別		使用料
本場	卸売業者市場使用料	売上高割使用料	<p>青果部 <u>卸売金額の</u> 1,000分の2.5 (<u>ただし、冷凍食品は</u> <u>税抜卸売金額に</u> <u>にあつ</u> <u>ては、</u> 1,000分の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額</p> <p>水産物部 <u>卸売金額の</u> 1,000分の2.5 (<u>ただし、魚肉入加工品及</u> <u>税抜卸売金額に</u> <u>にあつては、</u> 1,000分の1.5) 及び100分の110 <u>を乗じて得た金額</u></p> <p>加工食料品部 <u>卸売金額の</u> 1,000分の2 (<u>ただし、魚肉入加工品及</u> <u>税抜卸売金額に</u> <u>にあつては</u> 1,000分の1.5、<u>鶏卵は</u> <u>にあつては</u> 1,000分の1) 及び100分の110を乗じて得た金額</p>
	売場使用料		1平方メートルにつき 1月 <u>1,015円</u> <u>1,034円</u>

仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	<p>青果部 <u>販売金額</u> (第44条第2項ただし書の規定により販売税抜販売金額) のに した生鮮食料品等に係るものに限る。以下同じ。) のに 1,000分の2.5 (ただし、<u>冷凍食品は</u> 1,000分 にあつては、 の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額</p> <p>水産物部 <u>販売金額の</u> 1,000分の2.5 (ただし、<u>魚肉入加工品及</u> <u>税抜販売金額に</u> び冷凍食品は 1,000分の1.5) 及び100分の110 にあつては、 を乗じて得た金額</p> <p>加工食料品部 <u>販売金額の</u> 1,000分の2 (ただし、<u>魚肉入加工品及</u> <u>税抜販売金額に</u> び冷凍食品は 1,000分の1.5、<u>鶏卵は</u> にあつては 1,000分の1) 及び100分の110を乗じて得た金額</p>
	売場使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>2,559円</u> <u>2,607円</u>
関連事業者営業所使用料	業務管理棟内の営業所	1平方メートルにつき 1月 <u>3,812円</u> <u>3,883円</u>
	上記以外の営業所	1平方メートルにつき 1月 <u>3,034円</u> <u>3,091円</u>
事務所使用料	業務管理棟内の事務所	1平方メートルにつき 1月 <u>3,812円</u> <u>3,883円</u>
	上記以外の事務所	1平方メートルにつき 1月 <u>2,559円</u> <u>2,607円</u>
福利厚生施設 (食堂の用に供するものに限る。以下同じ。) 使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>572円</u> <u>583円</u>	

荷さばき所 使用料	荷さばき所A	1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,036円</u> <u>1,056円</u>
	荷さばき所B	1 平方メートルにつき	1 月	<u>624円</u> <u>635円</u>
	荷さばき所C	1 平方メートルにつき	1 月	<u>449円</u> <u>457円</u>
	荷さばき所D	1 平方メートルにつき	1 月	<u>388円</u> <u>396円</u>
加工施設使 用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,782円</u> <u>1,815円</u>
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,522円</u> <u>1,551円</u>
冷蔵庫使用 料	冷蔵庫A	1 平方メートルにつき	1 月	<u>2,332円</u> <u>2,376円</u>
	冷蔵庫B	1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,804円</u> <u>1,838円</u>
駐車場使用 料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,296円</u> <u>1,320円</u>
	屋根のないもの	1 平方メートルにつき	1 月	<u>928円</u> <u>946円</u>
空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>388円</u> <u>396円</u>
冷暖房設備 使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>226円</u> <u>231円</u>

仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	<p>青果部 <u>販売金額の</u> 1,000分の2.5 (<u>ただし、冷凍食品は</u> <u>税抜販売金額に</u> <u>にあつ</u> 1,000分の1.5) <u>及び100分の110を乗じて得た金額</u> ては、</p> <p>水産物部 <u>販売金額の</u> 1,000分の2.5 (<u>ただし、魚肉入加工品及</u> <u>税抜販売金額に</u> び冷凍食品は 1,000分の1.5) <u>及び100分の110</u> <u>にあつては、</u> <u>を乗じて得た金額</u></p> <p>加工食料品部 <u>販売金額の</u> 1,000分の2 (<u>ただし、魚肉入加工品及</u> <u>税抜販売金額に</u> び冷凍食品は 1,000分の1.5、<u>鶏卵は</u> <u>にあつては</u> <u>にあつては</u> 1,000分の1) <u>及び100分の110を乗じて得た金額</u></p>
	売場使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>1,948円</u> <u>1,984円</u>
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>2,661円</u> <u>2,710円</u>	
事務所使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>2,363円</u> <u>2,406円</u>	
福利厚生施設使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>628円</u> <u>640円</u>	
荷さばき所使用料	荷さばき所A	1平方メートルにつき 1月 <u>795円</u> <u>810円</u>
	荷さばき所B	1平方メートルにつき 1月 <u>397円</u> <u>404円</u>
加工施設使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>1,306円</u> <u>1,331円</u>	
倉庫使用料	1平方メートルにつき 1月 <u>1,223円</u> <u>1,246円</u>	

	冷蔵庫使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>2,311円</u> <u>2,354円</u>
	駐車場使用料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき	1 月	<u>926円</u> <u>943円</u>
		屋根のないもの	1 平方メートルにつき	1 月	<u>665円</u> <u>677円</u>
	空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>285円</u> <u>290円</u>
	冷暖房設備使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>166円</u> <u>169円</u>
	冷却設備使用料			1 月	<u>1,156,115円</u> <u>1,177,524円</u>
	低温化設備使用料	低温化設備 A		1 月	<u>622,286円</u> <u>633,810円</u>
		低温化設備 B		1 月	<u>511,200円</u> <u>520,667円</u>
		低温化設備 C		1 月	<u>1,750,629円</u> <u>1,783,048円</u>
南港市場	卸売業者市場使用料	売上高割市場使用料	卸売金額の $\frac{1,000}{2}$ 及び $\frac{100}{110}$ を乗じて得た金額 税抜卸売金額に		
			売場使用料	1 平方メートルにつき	1 月
	仲卸業者市場使用料	売上高割市場使用料	販売金額の $\frac{1,000}{2}$ 及び $\frac{100}{110}$ を乗じて得た金額 税抜販売金額に		
			売場使用料	1 平方メートルにつき	1 月

関連事業者 営業所使用 料	加工営業所	1 平方メートルにつき	1 月	<u>2,808円</u> <u>2,860円</u>
	上記以外の営業所	1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,047円</u> <u>1,067円</u>
事務所使用 料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>1,393円</u> <u>1,419円</u>
福利厚生施 設使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>572円</u> <u>583円</u>
荷さばき所 使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>432円</u> <u>440円</u>
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>950円</u> <u>968円</u>
冷蔵庫使用 料	枝肉冷蔵庫	1 平方メートルにつき	1 月	<u>3,013円</u> <u>3,069円</u>
	上記以外の冷蔵庫	1 平方メートルにつき	1 月	<u>2,354円</u> <u>2,398円</u>
駐車場使用 料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>140円</u> <u>143円</u>
空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>140円</u> <u>143円</u>
けい留所使 用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>205円</u> <u>209円</u>

備考 月額による使用料については、使用日数が1月に満たない場合は、日割計算による。

備考

- 1 月額による使用料については、使用日数が1月に満たない場合は、日割計算による。
- 2 この表の使用料の欄に定めるところにより算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。